

議案第 5 号

八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

八幡浜市事務分掌条例(平成 2 3 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長の直近下位の内部組織として、次の部を設ける。</p> <p><u>総務企画部</u></p> <p>市民福祉部 産業建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長の直近下位の内部組織として、次の部を設ける。</p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>企画財政部</u></p> <p>市民福祉部 産業建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>(1) 市議会に関すること。</u></p> <p><u>(2) 文書、法制及び行政一般に関すること。</u></p> <p><u>(3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(4) 消防、防災及び危機管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) 情報化の推進に関すること。</u></p> <p><u>(6) 統計に関すること。</u></p> <p><u>(7) 市税の賦課徴収に関すること。</u></p> <p><u>(8) 他の部の所管に属さない事項に関すること。</u></p> <p><u>企画財政部</u></p> <p><u>(1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 行政改革の推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 秘書、広報及び公聴に関すること。</u></p>

<p><u>総務企画部</u></p> <p>(1) <u>市政の総合的な企画及び調整に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>行政改革の推進に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>秘書、広報及び公聴に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(4) <u>市議会に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>文書、法制及び行政一般に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(6) <u>職員の人事、給与及び福利厚生に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(7) <u>消防、防災及び危機管理に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(8) <u>情報化の推進に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(9) <u>統計に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(10) <u>財政に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(11) <u>公有財産に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(12) <u>契約に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(13) <u>市営住宅に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(14) <u>市税の賦課徴収に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(15) <u>他の部の所管に属さない事項に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>市民福祉部 (略) 産業建設部 (略)</p>	<p>(4) <u>財政に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>公有財産に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(6) <u>契約に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(7) <u>市営住宅に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>市民福祉部 (略) 産業建設部 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(八幡浜市行政不服審査条例の一部改正)
- 八幡浜市行政不服審査条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第12条 審査会の庶務は、<u>総務企画部</u>総務課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第12条 審査会の庶務は、<u>総務部</u>総務課において処理する。</p>

提案理由

総務部及び企画財政部の統合に伴い、所要の改正を行うため。